

○岡山市補助金等交付規則

昭和48年4月1日

市規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が市以外の者(団体又は個人)に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者 補助金等の交付の決定を受け、補助事業等を行う者をいう。

(通則)

第3条 補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従つて公正かつ効率的に行わなければならない。

(補助金等の交付)

第4条 補助金等は、毎会計年度予算の定めるところに従い、かつ、この規則の定めるところにより交付するものとする。

2 市長は、交付する補助金等の総額が当該補助金等に係る予算額を超えるとき、又は事業等への補助金等の交付の必要性の程度等を考慮して適当と認めるときは、各補助事業者に交付する補助金等の額を調整し、又は交付しないことができる。

3 市長は、補助金等を交付するに当たつて、市税の完納促進その他の市の行政目的の達成のために必要な要件を定めることができる。

(補助金等の交付の申請)

第5条 前条の規定に基づき補助金等の交付の申請をしようとする者は、この規則に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、補助金等交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 補助事業等に係る経費の収支予算書
- （3） 補助事業等に係る経費の前年度決算書
- （4） 工事の施行にあつては実施設計書
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

（補助金等の交付の決定）

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、次に掲げる事項等について検討し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

- （1） 法令及び予算の定めに違反しないこと。
- （2） 補助事業等の目的及び内容が適正で効果が見込めること。
- （3） 金額の算定に誤りがないこと。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果により補助金等を交付することが不適当と認めたときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。

（補助金等の交付の条件）

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1） 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- （2） 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けるべきこと。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に対し、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付を申請した者が、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から20日以内に文書をもつて取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第10条 市長は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなつた場合、又は遂行できなくなつた場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)は、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちで既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払いに要する経費

3 第8条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合に準用する。

(補助事業等の遂行)

第 1 1 条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付決定の対象となつた事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の指示・命令に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

(計画変更等の承認)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業等の計画を変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第 1 3 条 補助事業者は、市長の定めるところにより補助事業等の遂行状況を市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行命令)

第 1 4 条 市長は、補助事業者が提出する報告又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 1 条第 2 項に基づく調査等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、補助事業者が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないときは、第 2 0 条第 1 項第 3 号の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

(着手届及び完了届)

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業等に着手したとき及び当該補助事業等が完了したときは、直ちに補助事業等着手・完了届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金等の交付の対象が事務である場合については、この限りでない。

(実績報告)

第 1 6 条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して 2 0 日以内に、補助事業等の実施状況を記載し

た補助事業等実績報告書（様式第 5 号）に次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときもまた同様とする。

（１） 補助事業等に係る経費の収支決算書

（２） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等については、前項の報告は要しないものとする。

（補助金等の額の確定）

第 17 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該補助事業等実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第 6 号）により当該補助事業者に対し通知するものとする。

（是正のための措置）

第 18 条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第 16 条第 1 項の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

（補助金等の交付時期）

第 19 条 補助金等は、第 17 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかつたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後についても適用する。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第21条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し補助金等返還命令書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(加算金等)

第22条 補助事業者は、第20条第1項各号に定める事由による取消しを受けた場合において、前条の規定による補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の債務との相殺)

第23条 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、市が支払うべき私

法上の債務があるときは、当該債務と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次の各号に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(関係書類の整備)

第25条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年度の補助金等から適用する。

(経過規定)

2 この規則施行前になされた補助金等に関する申請、交付の決定その他の行為は、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

(御津町及び灘崎町の編入に伴う経過措置)

3 御津町及び灘崎町の編入の日前に編入前の御津町及び編入前の灘崎町において交付の決定がなされた補助金等の取扱いについては、市長が別に定めるものを除くほか、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(建部町及び瀬戸町の編入に伴う経過措置)

- 4 建部町及び瀬戸町の編入の日前に編入前の建部町及び編入前の瀬戸町において交付の決定がなされた補助金等の取扱いについては、市長が別に定めるものを除くほか、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年市規則第 58 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年市規則第 42 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 18 年市規則第 303 号）

この規則は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（令和 3 年市規則第 22 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

補助金等交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人

	住所又は所在地	
	氏名又は団体名及び代表者氏名	

岡山市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。
申請に当たっては、同規則に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の効果			
補助事業等の経費所要額		円	
補助金額		円	
補助事業等の着手年月日及び完了年月日 (予定)		着手 完了	年 月 日 年 月 日
添付書類		1 事業計画書 2 収支予算書 3 前年度決算書 4 実施設計書 5 その他	
※ 担当課所見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号

補助金等交付決定通知書

岡山市指令 第 号

申請人 住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

年 月 日付けで申請のあつた補助金等の交付については、次のとおり決定したので岡山市補助金等交付規則第8条の規定により通知する。

年 月 日

岡山市長 

補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
補助対象金額(率)		円()	
交付金額		円	
交付予定時期			
交付条件		1 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となつたときは、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。	

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第3号

補助事業等計画変更申請書
中止(廃止)

年 月 日

岡山市長 様

申請人
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
補助事業等の内容	変更前		
	変更後		
変更又は中止(廃止)の理由			
変更又は中止(廃止)の年月日		年 月 日(予定)	
添付書類	1		
	2		
	3		
	4		

様式第4号

補助事業等 着手 届
完了

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

次のとおり事業に着手したので、岡山市補助金等交付規則第15条の規定によりお届けします。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の内容			
補助事業等の施行場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
※ 届出事項 審査結果 (担当課)			

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第5号

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	岡山市指令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 等 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補 助 事 業 等 の 施 行 場 所			
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
補助金等の交付決定通知額		円	
補 助 金 等 の 既 交 付 額		円	
補助事業等の経費精算額		円	
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 内 容			
添付書類 1 収支決算書 2 完成写真(工事施行等 にかかる場合) 3 そ の 他		※報告事項審査結果(担当課)	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第6号

補助金等確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 殿

岡山市長 

年 月 日付けで実績報告のあつた補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、岡山市補助金等交付規則第17条の規定により通知する。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	岡山市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 等 の 名 称	
補助金等の交付決定通知額		円	
補助事業等の経費精算額		円(補助対象)	
補 助 率			
補助金等の交付確定額		円	
(交付決定通知額)－(交付確定額)		円	

様式第7号

補助金等交付請求書

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則第19条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	岡山市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 等 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補助金等の 交付決定通知額 交 付 確 定 額	円 円		
補 助 金 等 の 既 交 付 額	年 月 日交付.....円 年 月 日交付.....円 年 月 日交付.....円 計円		
今 回 交 付 請 求 額	円		
未 交 付 額	円		
添 付 書 類	1 補助金等交付決定書又は補助金等確定通知書の写し 2		

様式第8号

補助金等返還命令書

第 号

年 月 日

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

殿

岡山市長



岡山市補助金等交付規則第21条第1項第2項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

返 還 す べ き 金 額				円
返 還 期 限	年 月 日			まで
返 還 を 命 ず る 理 由				
返 還 方 法				
指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	岡山市指令 第 号	
補 助 年 度	年度	補 助 金 等 の 名 称		
補 助 事 業 等 の 名 称				
補助金等の交付決定通知額				円
補 助 金 等 の 既 交 付 額	年 月 日交付.....			円
	年 月 日交付.....			円
	年 月 日交付.....			円
	計			円
補助金等の交付確定額				円

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号

様式第 8 号